

## 「おいしも！たのしも！」ロゴマーク使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、下関産品をPRし、下関地域の活性化に寄与するためのブランド戦略である「おいしも！たのしも！」プロジェクトに係るロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「ロゴマーク」とは、別に定める「おいしも！たのしも！」ブランドロゴガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に掲げるデザインとする。

### (権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、下関市（以下「本市」という。）に属する。

### (使用できる者)

第4条 ロゴマークを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 「おいしも！たのしも！」認定產品の製造事業者（他者に委任して製造する事業者を含む。）
- (2) 「おいしも！たのしも！」プロジェクトに賛同し、ロゴマークを非営利目的で使用する者（個人・法人・任意団体を問わない。）
- (3) 本市又は本市の機関が事務局を担う団体
- (4) 報道機関又はこれに準じるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業又はその広告等に利用されるとき。
- (5) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条の規定による

暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき。

- (6) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (7) 特定の個人又は団体の商標又は意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (8) その他市長がロゴマークの使用について不適当と認めたとき。

(使用の届出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、本市の「おいしも！たのしも！」ブランドサイト又は公式ホームページに設置する電子申請の「ロゴマーク使用届出フォーム」により届け出なければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の通知等)

第6条 市長は、前条の規定による届出（以下「届出」という。）があったときは、ロゴマークの使用方法について、メールにより申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、ロゴマークの使用に際し必要な条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出をした内容のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (2) 本市が提供するロゴマークの画像データを使用すること。
- (3) ガイドラインに定められたロゴマークの使用方法と異なる方法で使用しないこと。
- (4) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標法等に基づく新たな権利を設定しないこと。

(届出内容の変更)

第8条 届出をした者がその内容について変更があるときは、第5条の規定により、あらためて届け出なければならない。

(使用状況の報告)

第9条 市長は、届出をした者に対し、ロゴマークの使用状況等について報告

を求める、又は実地調査を行うことができる。

(使用の取消し等)

第10条 市長は、届出後にロゴマークの使用をしている者がこの要領及びガイドラインに反してロゴマークを使用していると認めたときは、その使用を取り消すことができる。

- 2 前項の規定によるロゴマークの使用の取消しは、原則としてメールにより通知するものとする。
- 3 第1項の規定によりロゴマークの使用を取り消された者は、その通知があった日以後、当該使用に係る物件への使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。
- 4 市長は、第2項の規定による通知をした日前に、配布や販売等をしたロゴマークの使用に係る物件（以下「使用物件」という。）の回収等の措置を指示することができる。
- 5 市長は、届出によりロゴマーク等を使用している者がこの要領に違反したときは、その使用の差止め又は必要な指示を行うことができる。

(責任の制限)

第11条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときにおいて、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

- (1) 前条第1項の規定によるロゴマークの使用の取消し、同条第4項の規定による指示又は同条第5条の使用の差止め若しくは必要な指示により、使用物件の回収その他ロゴマークの使用に係る損害が生じたとき。
- (2) 届出により使用している者が、その使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えたとき。

(経費等の負担)

第12条 本市は、届出等の手続及びロゴマークの使用に係る経費を一切負担しない。

(庶務)

第13条 この要領に関する庶務は、下関市産業振興部産業振興課において処理する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月20日から施行する。